

相続定期貯金

取扱期間

令和4年3月1日(火)
～令和5年2月28日(火)

相続定期貯金
(100万円以上 1年もの)

年 **0.10** %

JFマリンバンクなぎさでは
相続によって受け継がれた
大切なご資産について
特別金利を適用する
「相続定期貯金」
をご用意しております。

<相続定期貯金商品概要>

お取扱期間	・ 令和4年3月1日(火)～令和5年2月28日(火)
ご利用いただける方	・ 相続手続き完了後、1年経過前に相続により取得した資金を原資として定期貯金を取組む個人 (当会以外の金融機関にて相続手続きを行った場合も含む)
お預入れ期間	・ 1年
お預入れ金額	・ 100万円以上 ※ ただし、相続により取得した資金の範囲内
必要となる書類	・ 当会で相続手続きされた方は、本人確認書類およびお届け印が必要となります。 (他金融機関で相続手続きされた方においては、加えて以下①～③の書類が必要となります) ① お預入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 ② お預入れされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 ③ 相続手続き完了時期が確認できる書類 書類例：1 金融機関に提出した相続手続きの依頼書(写) 2 遺産分割協議書(写) 3 戸籍謄本(写)または遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済の写し)＋被相続人名義の解約済通帳または利息計算書(写)等
その他	・ 満期日以降は、満期日時点の店頭表示金利にて継続いたします。 ・ 本定期貯金を中途解約した場合は優遇金利は適用されず、当会所定の中途解約利率が適用になります。 ・ ATMでのお取り扱い、および他のキャンペーン等との併用はできません。 ・ 利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。

本店 ☎078-919-1210
家島営業店 ☎079-325-0007
神戸支店 ☎078-704-0880
明石支店 ☎078-923-4323
明石浦営業店 ☎078-917-8154
坊勢支店 ☎079-326-0234
但馬支店 ☎0796-36-1334

津居山営業店 ☎0796-28-2533
柴山営業店 ☎0796-37-0455
浜坂営業店 ☎0796-82-3023
淡路島支店 ☎0799-84-0399
東淡営業店 ☎0799-72-5525
津名営業店 ☎0799-64-2331
沼島営業店 ☎0799-57-0246

和歌山支店 ☎073-432-0761
有田支店 ☎0737-83-5566
御坊支店 ☎0738-22-5277
田辺営業店 ☎0739-22-3170
串本支店 ☎0735-62-5400
すさみ営業店 ☎0739-55-2414
勝浦営業店 ☎0735-52-0843